

## 広島市地域公共交通計画の改定に係る調査検討業務 基本仕様書

### 1 業務名

広島市地域公共交通計画の改定に係る調査検討業務

### 2 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

### 3 業務概要

現行の「広島市地域公共交通計画」（以下「計画」という。）は、令和8年度末で計画期間を終了することから、令和9年3月の改定に向けて、仮説検証型のデータ分析や課題の整理、具体策の検討などを行うものである。なお、次期計画期間は5年間とする。

### 4 業務方針

#### (1) 本業務において踏まえるべき計画など

- ア 現行計画
- イ 広島市総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）
- ウ 広島市都市計画マスタープラン
- エ 広島市立地適正化計画
- オ 広島市総合交通戦略
- カ 公共交通体系づくりの基本計画（広島市）
- キ バス活性化基本計画（広島市）
- ク 共同運営システムによる乗合バス事業の再構築に向けた基本方針（広島市）
- ケ 地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」（国土交通省）（以下「ガイダンス」という。）
- コ 広島県地域公共交通ビジョン

#### (2) 本業務において踏まえるべき視点

広島市が目指す「広島型公共交通システム」の構築（別紙参照）に向けて、交通事業者などが、交通モードや事業者間の垣根を超えて、地域や他分野（観光・福祉・教育・医療など）を含めて「協調」し、公共交通全体においてシームレスでわかりやすく使いやすい持続可能なサービスを「共創」していくという視点（以下「協調・共創の視点」という。）

＜協調・共創の視点の例＞ ()は課題解決の方向性又は具体策(※)として考えられる主なもの

- ① 公共交通モード間の連携（例：モード間乗継のシームレス化）
- ② 公共交通と公共交通以外のモード間の連携（例：シェアモビリティとの乗継のシームレス化）
- ③ 公共交通と他分野との連携（例：来訪者向け案内表示の充実、他分野と連携した輸送の最適化）
- ④ 交通結節点の機能強化（例：乗継・待合環境の利便性や快適性の向上）
- ⑤ 公共交通全体の新たな需要創出（例：既存の乗車券システムを活用した柔軟な運賃施策）
- ※ 次期計画において、現行計画の「機能強化策」（大分類）は「課題解決の方向性」に、「取組」（小分類）は「具体策」にそれぞれ置き換える予定。

### 5 業務内容

#### (1) 仮説の立案

具体策の検討材料になり得るデータを効果的に収集・分析できるよう、協調・共創の視点なども踏まえ、仮説（解決すべき課題と解決のための具体策）を立案する。

#### (2) データ収集・分析

- ・ ガイダンスを参考に、以下のモビリティデータなどを収集し、GISを活用したデータの重ね合わせによる可視化や分析を行う。なお、収集するデータの対象は、原則、市内の全エリア・全交通モードとする。
- ・ データ収集・分析を補完するため、必要に応じて、アンケート調査や事業者（他分野を含む）などへのヒアリングを行う。

- ・ 分析に当たっては、上記5(1)で立案したものを含め、仮説検証型で行うとともに、わかりやすいエリア分類による整理や、具体策の検討などにつながるエリア・交通モードの抽出などを行う。

#### <エリア分類の例>

- ・ デルタ市街地、デルタ周辺部、中山間地・島しょ部（広島市総合計画参照）
- ・ 交通結節点周辺（広島市都市計画マスタープランにおける都心及び拠点地区など）
- ・ 本市の行政区（8区）

#### <モビリティデータ>

データ類型	収集するデータ例
ア 人口情報	居住（夜間）人口、高齢・若者人口、従業者数など ※今後、高齢化などの進展に伴い、特に移動手段の確保に向けた検討が必要となるエリア（住宅団地など）における情報（人口、年齢構成、高齢化率など）も整理すること
イ 地域特性情報	事業所・従業者数、立地適正化計画で定めた拠点・軸・誘導区域、施設分布情報（医療機関・福祉施設、学校、お出かけ先、観光資源）など
ウ 交通ネットワーク情報	JR 在来線、アストラムライン、広電宮島線、路面電車、乗合バス・乗合タクシー、乗用タクシー（日本版ライドシェアを含む。）、船舶など（以下「本市の公共交通」という。）の系統・区域情報、サービスレベルの情報（運行頻度、始発・終発時刻、遅延情報）など ※他分野輸送に係る情報も整理すること
エ 交通サービス利用情報	本市の公共交通に係る利用実績（例：停留所別乗降者数、OD情報、平均乗車密度、輸送量、空席数、積み残し数）など ※交通結節点における乗継人数や乗継時間、利用環境も整理すること
オ 潜在需要情報	将来の人口動向、将来の開発計画、人流データ、道路データ（渋滞情報など）、公共交通分担率など

#### <データによる可視化のイメージ>

可視化する内容	重ね合わせるデータ類型				
	ア	イ	ウ	エ	オ
移動の出発地・目的地の分布状況	●	●			
「交通空白」の実態、上位・関連計画との整合	●	●	●		
現在の交通サービスの需要と供給ギャップ	●	●	●	●	
現在の交通サービスで顕在化できていない需要	●	●	●	●	●

※ 「交通空白」については、居住人口の属性、人口密度、移動の目的、運行の時間帯、勾配・高低差などの要素を考慮して、「誰もがアクセスできる移動の足がない又は利用しづらい」地域を判断するための基準についても検討すること。

#### (3) 課題の整理

- ・ まず、ガイドランスで示されている3つの観点（公共交通軸と拠点の充実・保証、「交通空白」における移動の確保、持続可能性・実現可能性の確保）や、利用者目線・事業者目線・まちづくり目線を踏まえながら、上記5(2)から見えた地域交通の課題を洗い出す。
- ・ 次に、それぞれの課題について、ボトルネックとなっている課題の要因を分析する。
- ・ さらに、次期計画において解決を図るべき課題の要因について、発注者などと協議しながら、重要度や緊急度（※）などを総合的に踏まえて優先順位を検討の上、選定する。  
 ※重要度：上記4(1)における、まちづくりや交通戦略の方向性などに関連の深い課題  
 緊急度：既に顕在化している課題や数年間以内に顕在化の可能性が高い課題

#### (4) 課題解決の方向性及び具体策の検討

上記5(3)で選定した課題について、課題解決の方向性及び具体策を検討する。なお、具体策の検討に当たっては、具体策に係るリスクやハードル、実現性、現行計画の取組に係る進捗状況、予算制約、利用者目線や事業者目線、まちづくり目線などを考慮するとともに、実施に向けて必要な関係者やスケジュールなども含めて検討する。

### 6 発注者への提出物

#### (1) 実施計画書

契約締結後30日以内に提出し承認を得ること。また、変更が生じる場合は、事前に発注者の承認を得ること。

#### (2) 広島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）資料

以下の協議会において、上記5「業務内容」の各成果（又は途中経過）を報告の上、意見聴取などを行うため、開催時期の概ね1か月前までに、報告用資料案を作成し、発注者に提出するとともに、協議会当日において、資料の説明や質疑に対する対応などを行うこと。なお、具体的な開催日時や資料の内容などについては、別途、発注者と協議するものとする。

協議会開催時期	上記5「業務内容」
令和8年 1月頃	(1) 仮説の立案 (2) データ収集・分析 (3) 課題の整理
令和8年 3月	(4) 課題解決の方向性及び具体策の検討

#### (3) 成果報告書

- ・ 検討過程を含めて本業務の実施内容を成果報告書として取りまとめ、印刷物2部及び電子データを作成し、契約期間内に提出すること。
- ・ 電子データについては、発注者が活用できるよう、PDF ファイルだけではなく、オリジナルファイル（.docx、.xlsx、.pptx、.shp など）とし、表やグラフなどはExcel データに別途取りまとめ、バックデータと合わせて納品すること。

### 7 留意事項

#### (1) 発注者及び（一社）バス協調・共創プラットフォームひろしま（以下「PF」という。）との協議・連携について

- ・ 受注者は、本業務の趣旨を十分考慮し、発注者及びPFと連絡及び協議を緊密にしながら業務を遂行すること。  
※ PFの取組については、次期計画に重点的に盛り込む予定としており、PFにおいても、乗合バス事業に係るデータ分析や取組の検討などを行うこととしている。このため、受注者は、発注者を交えてPFと緊密な調整を図り、計画の改定に係るデータ分析などの役割分担を整理するとともに、本業務の遂行に当たって取得するデータの共有や連携した取組の検討などに努めることとする。
- ・ 打合せ協議には主担当技術者が出席するものとし、また、協議内容については適宜記録し、記録簿としてまとめるものとする。

#### (2) 業務実施に当たって提供可能なデータなど

##### ア 過年度の委託業務の成果品

- ・ バス協調・共創プラットフォームひろしまによる施策立案に係る検討支援業務（令和6年度）
- ・ 共創による乗合バス事業の共同運営システム構築検討支援業務（令和5年度）
- ・ 乗合バスに係るニーズ調査その他業務（令和5年度）
- ・ 広島市交通実態調査（平成30年度）など

##### イ 広島県モビリティデータ連携基盤などを活用した乗車券システムの利用データなど

##### ウ 広島市内のバスロケーションシステムデータ

##### エ 広島市の専用システムを活用した人流データや位置情報ビックデータなど

オ その他本業務に必要と認められ、かつ、提供が可能であるもの

(3) その他

- ・ 受注者は、採択された提案書の内容に沿って本業務を行うこととし、逸脱したものであってはならない。
- ・ 本業務を効率的に行う上で必要と思われる部分については、あらかじめ発注者の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。ただし、本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。
- ・ 受注者は、本業務の実施に当たり知り得た事項、業務内容及び成果など、関係する情報全てについて秘密を厳守し、発注者の了解を得ずして他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、本契約終了後も同様とする。
- ・ 受注者は、個人情報の保護に関する法律を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。また、本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。
- ・ 契約履行過程で生じた成果物の著作権は、全て発注者に帰属する。ただし、同一性保持権など、発注者に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に発注者の承諾を得たときはこの限りではない。この場合、発注者は当該許諾条件の範囲内で使用权を有するものとする。なお、成果物は1次利用及び2次利用ともに無償で使用できるようにすること。
- ・ 発注者は、本業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受注者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受注者は業務費の範囲内において仕様の変更に応じること。
- ・ 本業務の充実に必要な内容として、独自の提案などがあれば、発注者と協議の上、実施することができる。
- ・ この仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、その都度、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとし、協議後は受注者が協議録を作成し、発注者に提出するものとする。